

臨時報告第10号様式

平成22年8月19日
千刑電発第663号矯正局長
殿
東京矯正管区長

千葉刑務所長

自殺事故報告(刑事施設)

事 故 の 概 况	平成22年7月30日(金)午前零時10分ころ、 において、被告人 [] (以下「事故者」という。)が、 うつ伏せとなり、両目にそれぞれ箸を1本ずつ突き刺した状態となって いたところを巡回勤務中の職員が発見し、非常ベル通報したものである。 なお、事故発覚後、救急車で外部病院([])に緊急搬送し、入院治療し ていたが、同年8月8日(日)午後7時35分ころ、搬送先の病院において、 により死亡したものである。	
	(単独室)	
1 発 生 年 月 日	平成22年7月30日(金)	
2 発 見 時 刻	午前零時10分ころ	(単独室)
3 場 所	[]	の箸を用い両目に突き刺した
4 方 法	[]	(1) 平成22年7月29日(木)午後11時55分こ ろ、[] 職員が[]
5 經	[]	を巡回し、[] に順次視察していた
事 故 の 状 況		ところ、同月30日(金)午前零時10分ころ、事故者の居室である[]を視察した際、同居室内において事故者が[] ため、事故者の動静を細密に視察したところ、 のを確認し、また、事故者の両目には箸が刺さっていたのを現認したため、直ちに非常ベルにて通報した。
		(2) 同日午前零時15分ころ、119番通報し救急車を要請し、同時21分ころ、救急車到着。 その後、同時33分ころ、救急車が[]へ救急搬送し、同時42分ころ、救急車が同病院に到着した。
6 使 用 器 具	箸([])	



	<p>7 連戻し、制圧等の状況 8 事故による犯罪 9 その他の</p>	<p>該当事項なし 該当事項なし (1) 行政検視</p> <p>[REDACTED]において、所長による行政検視が実施された。 同検視において、[REDACTED]。</p> <p>(2) 司法検視</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(3) 司法解剖</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(4) 遺族関係</p> <p>[REDACTED]</p>
事 故 者	<p>1 事故者の種別 2 氏名 3 生年月日 4 事件名 5 入院又は入所日 6 入院又は入所度数 7 段階処遇の級別 8 院内又は所内における行状</p> <p>9 本籍 10 住所 11 特殊被収容者報告の有無 12 その他の</p>	<p>[REDACTED]</p> <p>該当事項なし</p>

職員の状況	1 配置及び勤務状況	事故発生時、夜間における勤務体制の配置状況にあり、[REDACTED]に職員[REDACTED]が配置され、[REDACTED]が勤務し、20分に1回の巡回視察を行っていた。
	2 監督方法	事故当日、監督当直者、副監督当直者及び夜勤班長が監督勤務に就いており、監督巡回に当たっていた。
	3 職責処理の状況	現在、検討中である。
事態収拾の措置	1 職員の非常招集	該当事項なし
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	該当事項なし
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当事項なし
	4 警察官署への依頼	該当事項なし
事故の原因・動機	1 事故者の動機	[REDACTED]
	2 施設側の欠陥	[REDACTED], 特異動静に見落としがないようにすべきであった。
事故者に対する措置	1 懲戒	該当事項なし
	2 告発	該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	(1) 所長指示の発出 平成22年8月2日付け所長指示甲第42号「自殺事故の防止について」を発出し、職員に当該事故について周知するとともに、再発防止に向けて注意を喚起した。 ア 自殺要注意者判定表の活用 自殺要注意者判定表の期間を入所日から2週間、その後も毎月1回は同表を用いて、動静を詳細に確認・記録するよう改めた。 イ 職権面接 特異動静が認められ、引継ぎ等がある者について

		<p>ては職権面接を実施し、その実施結果について視察決裁を上げることとした。</p> <p>(2) 現状申告票の活用</p> <p>平成22年8月9日付け首席指示甲第40号「新入時に「現状申告票」を作成することについて」を発出し、新入時の段階で被収容者に同票を記載させ、点数によっては要注意者等の指定を行うこととした。</p> <p>該当事項なし</p>
その他参考事項	その他	該当事項なし